

令和 4 年

西条市議会第 2 回 3 月定例会提出議案書

西 条 市

目 次

議案第 3 号	令和 3 年度西条市一般会計補正予算（第 1 7 回） について	別冊
議案第 4 号	令和 3 年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第 4 回）について	〃
議案第 5 号	令和 3 年度西条市港湾上屋事業特別会計補正予 算（第 1 回）について	〃
議案第 6 号	令和 3 年度西条市本谷温泉事業特別会計補正予 算（第 1 回）について	〃
議案第 7 号	令和 3 年度西条市壬生川財産区特別会計補正予 算（第 1 回）について	〃
議案第 8 号	令和 3 年度西条市公共下水道事業会計補正予算 （第 1 号）について	〃
議案第 9 号	令和 4 年度西条市一般会計予算について	〃
議案第 1 0 号	令和 4 年度西条市国民健康保険特別会計予算に ついて	〃
議案第 1 1 号	令和 4 年度西条市介護保険特別会計予算につい て	〃
議案第 1 2 号	令和 4 年度西条市港湾上屋事業特別会計予算に ついて	〃
議案第 1 3 号	令和 4 年度西条市ひうち地域振興整備事業特別 会計予算について	〃
議案第 1 4 号	令和 4 年度西条市土地開発事業特別会計予算に ついて	〃
議案第 1 5 号	令和 4 年度西条市小松地域交流事業特別会計予 算について	〃
議案第 1 6 号	令和 4 年度西条市本谷温泉事業特別会計予算に ついて	〃
議案第 1 7 号	令和 4 年度西条市畑地かん水事業特別会計予算 について	〃
議案第 1 8 号	令和 4 年度西条市庄内財産区特別会計予算につ いて	〃
議案第 1 9 号	令和 4 年度西条市壬生川財産区特別会計予算に ついて	〃
議案第 2 0 号	令和 4 年度西条市後期高齢者医療保険特別会計	

	予算について	〃
議案第 2 1 号	令和 4 年度西条市水道事業会計予算について	〃
議案第 2 2 号	令和 4 年度西条市病院事業会計予算について	〃
議案第 2 3 号	令和 4 年度西条市公共下水道事業会計予算につ いて	〃
議案第 2 4 号	一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事 業所解体撤去工事委託契約の一部変更について	1
議案第 2 5 号	本谷温泉館指定管理に係る費用償還等請求事件 における和解について	5
議案第 2 6 号	西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設の指定 管理者の指定について	9
議案第 2 7 号	西条市産業情報支援センターの指定管理者の指 定の期間の変更について	1 3
議案第 2 8 号	西条市成年後見制度利用促進審議会条例につい て	1 7
議案第 2 9 号	西条市総合支所設置条例等の一部を改正する等 の条例について	2 1
議案第 3 0 号	西条市個人情報保護条例及び西条市行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特 定個人情報の提供に関する条例の一部を改正す る条例について	2 7
議案第 3 1 号	西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正 する条例について	3 3
議案第 3 2 号	西条市特別会計条例の一部を改正する条例につ いて	3 9
議案第 3 3 号	西条市道前クリーンセンター設置及び管理条例 の一部を改正する条例について	4 3
議案第 3 4 号	西条市企業立地促進条例の一部を改正する条例 について	4 7
議案第 3 5 号	西条市が管理する道路の構造の技術的基準に関 する条例の一部を改正する条例について	5 7

議案第 24 号

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所解体撤去工事委託契約の一部変更について

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所解体撤去工事に係る委託契約の一部を次のとおり変更するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年西条市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

1 契約の目的

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所解体撤去工事に係る委託契約
の一部変更

2 契約の金額

変更前 329,855,000円

変更後 220,302,000円

3 増減額

109,553,000円（減額）

4 契約の相手方

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター

理事長 服部 正

提案理由

一般財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所解体撤去工事に係る委託契約の一部変更について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 25 号

本谷温泉館指定管理に係る費用償還等請求事件における和解について

本谷温泉館指定管理に係る費用償還等請求事件における和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

西条市長 玉井 敏久

1 和解の相手方

大阪府大阪市中心区平野町一丁目 8 番 1 1 号

桂経営ソリューションズ株式会社

代表取締役 桂 幹 人

2 和解の内容

- (1) 市は、相手方に対し、解決金 6, 0 0 0, 0 0 0 円の支払義務があることを認め、これを令和 4 年 4 月末日限り、相手方の指定する預金口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は市の負担とする。
- (2) 相手方は、市に対し、残置動産の所有権を放棄するとともに、市が残置動産を廃棄することを承諾する。
- (3) 相手方は、市に対し、市が相手方に対し弁済供託済みの金員（3, 7 3 3, 3 3 2 円）につき、供託不受諾を事由とした供託金の取戻しをすることを承諾する。
- (4) 相手方はその余の請求を放棄する。
- (5) 相手方及び市は、相手方と市の間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

提案理由

本谷温泉館指定管理に係る費用償還等請求事件について、相手方と和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(11) (略)

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(13)～(15) (略)

2 (略)

議案第 26 号

西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設の指定管理者の指定について

西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設の指定管理者を次のように指定する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市ひと・夢 ・未来創造拠点 複合施設	西条市神拝甲 1 5 0 番地の 1 西条市交流チャレンジ推進グループ 代表者 株式会社西条産業情報支援センター 代表取締役 越智 三義	令和 4 年 7 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 27 号

西条市産業情報支援センターの指定管理者の指定の期間の変更について

西条市産業情報支援センターの指定管理者の指定の期間を次のように変更する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

- 1 施設の名称
西条市産業情報支援センター

- 2 指定管理者である団体
西条市神拝甲 1 5 0 番地の 1
株式会社西条産業情報支援センター
代表取締役 越 智 三 義

- 3 指定の期間の変更
変更前 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで
変更後 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 6 月 3 0 日まで

提案理由

西条市産業情報支援センターの指定管理者の指定の期間を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 28 号

西条市成年後見制度利用促進審議会条例について

西条市成年後見制度利用促進審議会条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市成年後見制度利用促進審議会条例

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」という。）第14条第2項の規定に基づき、市の区域における成年後見制度の利用の促進に関し調査審議するため、西条市成年後見制度利用促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (2) 法第2条第3項に規定する成年後見等実施機関の設立等に係る支援に関すること。
- (3) 法第14条第1項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法律に関し優れた識見を有する者
- (2) 医療又は福祉に関し優れた識見を有する者
- (3) 成年後見制度に関し優れた識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席若しくは必要な資料の提出を求め、又は意見若しくは説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、成年後見制度利用促進に係る業務担当部署において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後、最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

提案理由

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、市の区域における成年後見制度の利用の促進に関し調査審議することを目的として、西条市成年後見制度利用促進審議会を設置するため、所要の条例を制定しようとするものである。

関係法令

成年後見制度の利用の促進に関する法律

（市町村の講ずる措置）

第 14 条 （略）

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

議案第 29 号

西条市総合支所設置条例等の一部を改正する等の条例について

西条市総合支所設置条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市総合支所設置条例等の一部を改正する等の条例

(西条市総合支所設置条例の一部改正)

第1条 西条市総合支所設置条例（平成16年西条市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<u>西条市支所等設置条例</u> (設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、<u>支所及びサービスセンター（以下「支所等」という。）</u>を設置する。 (名称、位置及び所管区域) 第2条 <u>支所等</u>の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			<u>西条市総合支所設置条例</u> (設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、<u>総合支所</u> _____ を設置する。 (名称、位置及び所管区域) 第2条 <u>総合支所</u>の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
西条市西部支所	西条市周布349番地1	西条市のうち、平成16年10月31日における東予市、丹原町及び小松町の区域	西条市東予総合支所	西条市周布349番地1	西条市のうち、平成16年10月31日における東予市 _____ の区域
西条市丹原サービスセンター	(略)		西条市丹原総合支所	(略)	
西条市小松サービスセンター	(略)		西条市小松総合支所	(略)	

(西条市公告式条例の一部改正)

第2条 西条市公告式条例（平成16年西条市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第２条関係）		別表（第２条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
		西条市大保木公民館	西条市中奥１号４５番地
		西条市東予総合支所	西条市周布３４９番地１
		西条市東予総合支所三芳出張所	西条市三芳１０２７番地２
		西条市丹原総合支所	西条市丹原町池田１７３３番地１
		西条市桜樹公民館	西条市丹原町鞍瀬甲３４４番地
		西条市小松総合支所	西条市小松町新屋敷甲４９６番地
		西条市小松総合支所石根出張所	西条市小松町大頭甲１０４５番地１

（西条市議会議員及び西条市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正）

第３条 西条市議会議員及び西条市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成１６年西条市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
（選挙公報の配布）		（選挙公報の配布）	
第５条 （略）		第５条 （略）	
２ 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、選挙公		２ 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、選挙公	

報について、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込その他これに準ずる方法による配布を行なうことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合において、委員会は、市役所_____その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講じることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めるものとする。

報について、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込その他これに準ずる方法による配布を行なうことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合において、委員会は、市役所、総合支所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講じることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めるものとする。

(西条市出張所設置条例の廃止)

第4条 西条市出張所設置条例（平成16年西条市条例第10号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

提案理由

今後更に厳しい財政状況が予想される中、総合支所及び出張所の組織、取扱業務等を整理し、組織及び業務の効率化、合理化及び適正化を図ることにより、持続可能な市民サービスを提供するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 30 号

西条市個人情報保護条例及び西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

西条市個人情報保護条例及び西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市個人情報保護条例及び西条市行政手続における特定の個人を識別
 するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定
 個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(西条市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 西条市個人情報保護条例（平成16年西条市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(個人情報の開示義務) 第15条 実施機関は、開示請求があつた場合において、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれているときを除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。 (1)、(2) (略) (3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む当該事業に関する情報を除く。）で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、なお開示請求者以外の個人の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア、イ (略)	(個人情報の開示義務) 第15条 実施機関は、開示請求があつた場合において、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれているときを除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。 (1)、(2) (略) (3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む当該事業に関する情報を除く。）で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、なお開示請求者以外の個人の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア、イ (略)

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項

 に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該情報を除く。）

(4)～(8) （略）

（情報提供等記録の提供先への通知）

第30条の2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項

 に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該情報を除く。）

(4)～(8) （略）

（情報提供等記録の提供先への通知）

第30条の2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19

<u>条第8号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第9号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 （他の制度との調整） 第45条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については適用しない。 （1）統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法<u>第52条</u>_____に規定する個人情報 （2）（略） 2 （略）	<u>条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 （他の制度との調整） 第45条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については適用しない。 （1）統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法<u>第52条第1項</u>に規定する個人情報 （2）（略） 2 （略）
---	---

（西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第2条 西条市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年西条市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法	（趣旨） 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法

<u>第19条第11号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供) 第5条 <u>法第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 2 (略)	<u>第19条第10号</u>に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供) 第5条 <u>法第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 2 (略)
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中西条市個人情報保護条例第15条及び第45条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）の一部が施行されること等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 3 1 号

西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(西条市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 西条市職員の給与に関する条例（平成16年西条市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。 4～6 (略)	(期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 (略)

(西条市特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 西条市特別職職員の給与に関する条例（平成16年西条市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、解職され、失職し、又は死亡した日現在）に	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、解職され、失職し、又は死亡した日現在）に

において特別職の職員が受けるべき給料の月額と当該給料の月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、一般職の給与条例の適用を受ける職員の例により在職期間の割合を乗じて得た額とする。	において特別職の職員が受けるべき給料の月額と当該給料の月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、一般職の給与条例の適用を受ける職員の例により在職期間の割合を乗じて得た額とする。
---	---

(西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部改正)

第3条 西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（平成20年西条市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、西条市職員の給与に関する条例第19条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「第2条に規定する議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額」と、「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、西条市職員の給与に関する条例第19条第2項中「期末手当基礎額」とあるのは「第2条に規定する議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。

(西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 西条市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年西条市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (経過措置) 2 当分の間、第15条において準用す	附 則 (経過措置) 2 当分の間、第15条において準用す

る給与条例第19条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「100分の100」とする。	る給与条例第19条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「100分の100」とする。
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日（同日において、一般職の国家公務員の令和4年6月に支給される期末手当の額改定に係る法律が施行されていない場合にあつては、当該法律の施行の日）から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の西条市職員の給与に関する条例第19条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び西条市職員の給与に関する条例（以下「職員給与条例」という。）第19条第4項から第6項まで又は第21条第1項から第3項まで若しくは第5項、第2条の規定による改正後の西条市特別職職員の給与に関する条例第5条第2項並びに第3条の規定による改正後の西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例第5条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職した日）における次の各号に掲げる職員又は議会の議員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 職員給与条例の適用を受ける職員（再任用職員を除く。） 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

(3) 特別職の職員で常勤のもの 167.5分の10

(4) 議会の議員 167.5分の10

（規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

提案理由

本年度における国家公務員の給与の取扱いに鑑み、本市一般職職員の給与等を改定するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 3 2 号

西条市特別会計条例の一部を改正する条例について

西条市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市特別会計条例の一部を改正する条例

西条市特別会計条例（平成１６年西条市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（設置） 第１条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０９条第２項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 （１） （略） （２） 介護保険特別会計 介護保険事業 （３）～（１１） （略）	（設置） 第１条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０９条第２項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 （１） （略） （２） 介護保険特別会計 介護保険事業 <u>及び介護サービス事業</u> （３）～（１１） （略）

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 西条市介護保険特別会計の介護サービス事業に係る令和３年度の出納整理及び決算の事務については、この条例による改正後の西条市特別会計条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この条例の施行の際この条例による改正前の西条市特別会計条例の規定に基づく西条市介護保険特別会計の介護サービス事業に属する剰余金、債権、債務及び財産は、西条市一般会計に帰属するものとする。

提案理由

西条市地域包括支援センター業務の委託により、指定介護予防支援事業所として市が実施している介護サービス事業が受託事業者において実施されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

関係法令

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（会計の区分）

第 209 条 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

議案第 33 号

西条市道前クリーンセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例に
ついて

西条市道前クリーンセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市道前クリーンセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

西条市道前クリーンセンター設置及び管理条例（平成１６年西条市条例第１４６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(手数料)		(手数料)	
第５条 センターの処理手数料は、次のとおりとする。		第５条 センターの処理手数料は、次のとおりとする。	
区分	処理手数料	区分	処理手数料
(略)		(略)	
事業所から排出される一般廃棄物	10キログラムにつき	事業所	100
	(10キログラム未満の端数は10キログラムとみなす。)	から排出される一般廃棄物	100
	10		100
	0円		100
産業廃棄物	10キログラムにつき	産業廃棄物	100
	(10キログラム未満の端数は10キログラムとみなす。)		100
	17		100
	0円		100
2	(略)	2	(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の西条市道前クリーンセンター設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の搬入に係る手数料について適用し、同日前の搬入に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

西条市道前クリーンセンターの処理手数料のうち事業所から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の処理手数料を見直し、搬入量に応じた料金体系とすることにより、ごみの減量化を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 3 4 号

西条市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

西条市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市企業立地促進条例の一部を改正する条例

西条市企業立地促進条例（平成１７年西条市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) <u>(2) (略)</u> <u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) (略)</u> <u>(11) 脱炭素化の取組 二酸化炭素排出量の削減を図る設備投資を行う取</u>	（定義） 第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) <u>(2) 情報通信関連企業 コールセンター、又はデータセンターを営む者をいう。</u> <u>(3) 食品関連企業 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業のうち食品関連に係る事業所をいう。</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u> <u>(7) (略)</u> <u>(8) (略)</u> <u>(9) (略)</u> <u>(10) (略)</u> <u>(11) (略)</u> <u>(12) (略)</u> <u>(13) 市が評価した額 企業の立地の用に供する土地、家屋及び償却資産の取得に対して、新たに市が賦課した固定資産税課税標準額をいう。</u>

組であって規則で定めるものをいう。

(奨励措置)

第4条 市長は、第8条の規定により適用事業所の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）に対し、次に掲げる奨励措置を行うことができる。

(1)、(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 脱炭素化取組促進奨励金

(奨励金の交付基準等)

第5条 前条各号に規定する奨励金_____の交付要件、額及び限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 次条第1項の規定による指定事業者に係る奨励金の交付総額は各年度1億円を上限とし、奨励金の額として算出された額のうち1億円を超える部分については、次年度において奨励金の額として算出される額と合算することができる。

(企業の指定要件)

第6条 この条例の適用を受けることができる企業（次項、第3項及び第4項の企業を除く。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)、(2) (略)

(奨励措置)

第4条 市長は、第8条の規定により適用事業所の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）に対し、次に掲げる奨励措置を行うことができる。

(1)、(2) (略)

(3) 新規事業促進奨励金

(4) (略)

(5) 情報通信関連企業奨励金

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(奨励金の交付基準等)

第5条 前条各号に規定する奨励金・課税免除の交付要件、額及び限度額は、別表に定めるとおりとする。

(企業の指定要件)

第6条 この条例の適用を受けることができる企業（次項、第3項及び第4項の企業を除く。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)、(2) (略)

(3) 投下固定資産総額が1億円（中小企業者にあつては<u>3, 0 0 0万円</u>）以上であること。 <u>2</u> この条例の適用を受けることができる設備投資促進奨励金の交付を受けようとする企業は、中小企業者であつて、設備投資をし、かつ、投下固定資産総額が、<u>2, 0 0 0万円</u>以上でなければならない。 <u>3</u> この条例の適用を受けることができる事業継続強化事業費奨励金の交付を受けようとする企業は、事業継続計画等を定め、これに基づく設備投資費用が1億円（中小企業者にあつては、<u>2, 0 0 0万円</u>）以上でなければならない。 <u>4</u> この条例の適用を受けることができる脱炭素化取組促進奨励金の交付を受けようとする企業は、脱炭素化の取組を行い、かつ、投下固定資産総額が、<u>2, 0 0 0万円</u>以上でなければならない。 （奨励金の交付） 第11条 奨励金は、企業の立地をした事業所の操業開始に伴い、当該指定事業者に対して課される市税が完納された年度以降に交付する。ただし、事業継続強化事業費奨励金については、当該設備投資完了後の翌年度以降に交付し、<u>1企業</u> 1回限りの交付とする。	(3) 投下固定資産総額が1億円（中小企業者にあつては<u>3千万円</u>）以上であること。 <u>2</u> この条例の適用を受けることができる情報通信関連企業は、企業の立地をする者で、かつ、新規雇用従業員の数が20人以上でなければならない。 <u>3</u> この条例の適用を受けることができる設備投資促進奨励金の交付を受けようとする企業は、中小企業者であつて、設備投資をし、かつ、投下固定資産総額が、<u>2千万円</u>以上でなければならない。 <u>4</u> この条例の適用を受けることができる事業継続強化事業費奨励金の交付を受けようとする企業は、事業継続計画等を定め、これに基づく設備投資費用が1億円（中小企業者にあつては、<u>3, 0 0 0万円</u>）以上でなければならない。 （奨励金の交付） 第11条 奨励金は、企業の立地をした事業所の操業開始に伴い、当該指定事業者に対して課される市税が完納された年度以降に交付する。ただし、事業継続強化事業費奨励金については、当該設備投資完了後の翌年度以降に交付し、<u>1事業継続計画</u> 1回限りの交付とする。
---	---

別表（第5条関係）

項	奨励金の区分	交付要件	奨励金の額及び限度額
1	企業立地促進奨励金	指定事業者（<u> </u>）<u> </u>設 備投資促進奨励金、事業継 続強化事業費 奨励金及び脱 炭素化取組促 進奨励金の適 用を受けよう とする企業を 除く。この項 において同 じ。）が、企 業の立地をし たとき。 指定事業者が、企業の立地を行い、併せて本社の機能を本市に移転したとき。	固定資産税の収納額に相当する額とし、対象期間は5年間、5億円を限度とする。 固定資産税の収納額に相当する額に法人市民税の収納額に相当する額を加えた額とし、対象期間は5年間、5億円を限度とする。
2	用地取得奨励金		

別表（第5条関係）

項	奨励金の区分	交付要件	奨励金等の額及び限度額
1	企業立地促進奨励金	指定事業者（<u>情報通信関</u> 連企業及び設 備投資促進奨 励金<u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>の適 用を受けよう とする企業を 除く。この項 において同 じ。）が、企 業の立地をし たとき。 指定事業者が、企業の立地を行い、併せて本社の機能を本市に移転したとき。	固定資産税の収納額に相当する額とし、交付期間は5年間、5億円を限度とする。 固定資産税の収納額に相当する額に法人市民税の収納額に相当する額を加えた額とし、交付期間は5年間、5億円を限度とする。
2	用地取得奨励金	企業立地促進奨励金の指定事業者が、市が所有する用	土地の取得価格の100分の10以内の額とし、3億円を限度とする。

					地を市から直接取得し、企業の立地をしたとき。	
		企業立地促進 奨励金の指定 事業者が、 用地を 取得し、企業 の立地をした とき。	(略)		企業立地促進 奨励金の指定 事業者が、市 以外の者が所 有する用地を 取得し、企業 の立地をした とき。	(略)
				3	新規企業立地促進 事業奨励金の 促進事業者が、 奨励設又は新た な事業展開に伴 う増設若しくは 移転による企業 の立地をした とき。	投下固定資産総額 について市が評価 した額の100分 の0.7以内の額 とし、5,000 万円を限度とす る。
3	(略)			4	(略)	
				5	情報通信関連 企業の新規雇用 従業員を20人以 上かつ引き続き 1年以上雇用し たとき。	(1) 賃貸料の年額 の3分の1に相 当する額及び専 用回線通信料の 年額の2分の1 に相当する額と し、交付期間は 5年間、1億円 を限度とする。 (2) 新規雇用従業

							員 1 人につき 5 0 万円以内の額 とし、交付期間 は 3 年間、5, 0 0 0 万円を限 度とする。
4	工 業	企業立地促進 用水奨励金の指定 利用事業者が、企 業の立地に伴 い、契約基本 水量が日量 1 0 0 m ³ 以上 の契約を締結 し、工業用水 を使用したと き。	工業用水使用料の 年額 2 分の 1 に相 当する額とし、 <u>対 象期間</u> は 3 年間、 3, 0 0 0 万円を 限度とする。	6	工 業	企業立地促進 用水奨励金の指定 利用事業者が、企 業の立地に伴 い、契約基本 水量が日量 1 0 0 m ³ 以上 の契約を締結 し、工業用水 を使用したと き。	工業用水使用料の 年額 2 分の 1 に相 当する額とし、 <u>交 付期間</u> は 3 年間、 3, 0 0 0 万円を 限度とする。
5	設 備	設備投資促進 投資奨励金の指定 事業者が、設 備投資を行っ たとき。	固定資産税の収納 額に相当する額と し、交付期間は 3 年間、 <u>1, 0 0 0 万円</u> を限度とす る。	7	設 備	設備投資促進 投資奨励金の指定 事業者が、設 備投資を行っ たとき。	固定資産税の収納 額に相当する額と し、交付期間は 3 年間、 <u>2, 0 0 0 万円</u> を限度とす る。
6	事 業	事業継続強化 事業費奨励金 の指定事業者 事業 費奨 励金 が、自	事業継続強化のた めに要した設備投 資費用の 1 0 0 分 の 1 0 に相当する 額とし、 <u>2, 0 0 0 万円</u> を限度とす る。	8	事 業	事業継続強化 事業費奨励金 指定業者（設 備投資促進奨 励金の適用を 受けようとす る企業を除 く。）が、自	事業継続強化のた めに要した設備投 資費用の 1 0 0 分 の 1 0 に相当する 額とし、 <u>5, 0 0 0 万円</u> を限度とす る。

		ら定めた事業 継続計画等に 基づき浸水対 策、液状化対 策又は耐震補 強の設備投資 を行ったと き。				ら定めた事業 継続計画等に 基づき浸水対 策、液状化対 策又は耐震補 強の設備投資 を行ったと き。	
7	脱炭素化 取組促進 奨励金	脱炭素化取組 促進奨励金の 指定事業者 が、設備投資 を行ったとき。	固定資産税の収納 額に相当する額と し、交付期間は3 年間、2,000 万円を限度とす る。				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に指定の申請がなされた改正前の西条市企業立地促進条例第4条各号に規定する奨励金については、なお従前の例による。

提案理由

脱炭素社会の実現に向け積極的に取り組む企業の設備投資に対して優遇措置を講じるとともに、持続可能な奨励制度の実施に資するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 3 5 号

西条市が管理する道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例について

西条市が管理する道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

西条市長 玉 井 敏 久

西条市が管理する道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

西条市が管理する道路の構造の技術的基準に関する条例（平成２５年西条市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第８条（略） <u>（自転車通行帯）</u> 第８条の２ <u>自動車及び自転車の交通量が多い第３種又は第４種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u> <u>２ 自転車の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第３種若しくは第４種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u> <u>３ 自転車通行帯の幅員は、１．５メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、１メー</u>	第８条（略）

トルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(交通安全施設)

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で政令第31条で定めるものを設けるものとする。

第43条 (略)

(歩行者利便増進道路)

第44条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、西条市移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年西条市条例

(交通安全施設)

第32条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋 _____、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で政令第31条で定めるものを設けるものとする。

第43条 (略)

<u>第12号)で定める基準に適合する構造とするものとする。</u> 第45条 (略)	第44条 (略)
---	-----------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、この条例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は、適用しない。

提案理由

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和２年政令第３２９号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。